大田市立病院経営改革コンサルティング業務委託契約書（例）

大田市立病院（以下「発注者」という）と　　（以下「受注者」という）とは、大田市立病院経営改革コンサルティング業務について次のとおり契約を締結する。

（委託の内容）

第１条　発注者は、経営改革コンサルティング委託業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（委託業務の処理方法）

第２条　受注者は、別添大田市立病院経営改革コンサルティング業務に関する仕様書（以下「業務仕様書」という。）により、委託業務を処理しなければならない。

２　受注者は、業務仕様書に定めのない細部の事項については、発注者と協議の上行うものとする。

（委託料）

第３条　発注者は、委託業務に対する委託料として、金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　円）を受注者に支払う。

（委託期間）

第４条　委託の期間は、令和２年９月１日から令和３年３月３１日までとする。

（契約保証金）

第５条　受注者が、発注者に納付すべき契約保証金は、　　円（又は免除）とする。

（業務中間報告及び完了報告）

第６条　受注者は、業務仕様書に定めるとおり、発注者の指定する期日までに委託業務中間報告書を提出しなければならない。

２　受注者は、委託業務完了後、10日以内に委託業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を発注者に提出しなければならない。

（検査）

第７条　発注者は、前条第２項の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に委託業務の履行の確認のため検査を行わなければならない。

２　受注者は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

３　前項の場合においては、前条及び第１項の規定を準用する。

（委託料の支払い）

第８条　発注者は、前条の検査を終了した後、受注者から適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

（概算払）

第９条　受注者は、中間報告完了後、業務委託料の50％を上限として請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

（履行遅滞）

第10条　受注者は、正当な理由によらないで第５条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、

その期間満了の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、発注者が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年2.6パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。第２項及び第３項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を発注者に支払わなければならない。

２　発注者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.6パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

３　発注者が第７条第１項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.6パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

（個人情報の保護）

第11条　受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

（調査等）

第12条　発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（損害賠償）

第13条　受注者は、正当な理由によらず、病院において発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第14条　発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）受注者が正当な理由によらないで、この契約を履行する見込みがないと認められるとき。

（２）受注者が正当な理由によらないで、この契約条項に違反したとき。

（３）受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

（違約金）

第15条　受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。

２　発注者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

（権利の譲渡等）

第16条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権等）

第17条　この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

（１）受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に含まれる受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等については受注者に留保されるものとする。

（２）発注者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

（３）受注者は、発注者の書面による同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

２　受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、成果品に係る著作権等その他の権利について第三者と紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責に期すべき場合を除き、受注者の責任と費用負担において解決するものとする。

（第三者権利を有する著作物の使用等）

第18条　受注者は、成果品に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合において、受注者は、当該契約の内容について事前に発注者の承諾を得ることとし、発注者は、既存著作物について、当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

２　契約の履行に関し、第三者との間に著作権等に関する権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理するものとする。

（再委託の禁止）

第19条　受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（費用負担）

第20条　この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（協議）

第21条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者受注者が協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、発注者受注者各々記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

発注者　　島根県大田市大田町吉永１４２８番地３
大田市立病院
大田市病院事業管理者　　西尾　祐二

受注者　　代表者

別　記

個 人 情 報 の 取 扱 い に 係 る 特 記 事 項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第３　受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な方法により収集しなければならない。

（適正管理）

第４　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第５　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止）

第６　受注者は、この契約による事務については自らが行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（事業従事者の遵守）

第７　受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を遵守させるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第８　受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者が書面により承諾した場合を除き、複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第９　受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（資料等の廃棄）

第10　受注者は、この契約による事務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに、漏えいを期さない方法で廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（調査）

第11　発注者は、受注者が契約により事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第12　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、この指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（指示）

第13　発注者は、受注者がこの契約による事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

（契約の解除及び損害賠償）

第14　発注者は、受注者がこの個人情報の取扱いに係る特記事項に違反していると認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求ができるものとする。